

第2号加入者の加入資格に関する届出書

証明年度：令和3年度

国民年金基金連合会 宛

私は個人型確定拠出年金の第2号加入者の加入資格について、下記のとおり届出いたします。

【ご加入者様】 個人型確定拠出年金に関わる加入継続可否の証明になりますので、以下の【確認事項】をご確認の上、ご回答ください。

【確認事項】：現在、下段に印字されている事業所(会社等)に引き続きお勤めですか？

- **引き続きお勤めの方** ⇒ 以下の【事業主証明欄】にお勤めの事業主様から証明をいただき、期限までにご提出ください。(但し、引き続きお勤めの方でも厚生年金の被保険者でなくなった方は、裏面のお手続きを行ってください)
- 退職などにより**下段の事業所にお勤めでない方** ⇒ 裏面(【別紙】)をご参照の上、必要なお手続きを行ってください。

基礎年金番号：

|||||
1234567890

氏名：

○○ ○○

※ **事業主様**：以下の【問1】、【問2】につき、ご回答ください。

【事業主証明欄】 (事業主様をご記入ください)

上記の者は、当社に使用される厚生年金の被保険者であり、この証明を行った日における、当社の厚生年金以外の企業年金制度等(注1)の実施状況、及び上記の者の加入状況等について、次のとおり証明します。

【問1】

現在の申告状況(右記「現在の企業年金等加入状況」)から**企業年金等の加入状況に変更がありますか？**

右記「現在の企業年金等加入状況」は、加入者の方からご申告いただいている「企業年金等の加入状況」(注1)になります。

⇒ 企業年金等の加入状況に**変更がない場合、チェック(レ点)は不要**です。(【問2】のご回答も不要です)
(事業主印の押印、証明日・担当部署欄等の記載のみ、お願いいたします)

⇒ **企業年金制度等の加入状況に変更がある場合**、変更後の該当コードについて、以下の口をチェックしてください。(複数に該当する場合は、一番数字の大きいコード“一箇所のみ”チェック(レ点)してください。)

(注1)「企業年金等の加入状況」種類および該当コード

- ・厚生年金のみ加入 → 「00」
- ・企業型確定拠出年金の加入者 → 「10」
- ・企業型確定拠出年金および厚生年金基金の加入者 → 「11」
- ・企業型確定拠出年金および確定給付企業年金の加入者 → 「12」
- ・厚生年金基金の加入者(厚生年金とは異なります。) → 「13」
- ・確定給付企業年金の加入者 → 「14」
- ・石炭鉱業年金基金の加入者 → 「15」
- ・国家公務員共済組合の組合員(長期) → 「50」
- ・地方公務員共済組合の組合員(長期) → 「51」
- ・私立学校教職員共済制度の加入者(長期) → 「52」

現在の
企業年金等
加入状況

99

【問2】 (⇒ 共済事業所については【問2】の記入は不要です。)

※【問1】で「10」、「11」、「12」のいずれかを選択された(注2)場合のみご回答ください。

(注2)「企業型確定拠出年金制度」を導入された(「個人型確定拠出年金」とは異なります)

以下①②の両方に該当する場合のみ、右側の口(資格なし)に**チェック(レ点)**してください。

(個人型確定拠出年金の“加入資格がない”のは、①②の両方に該当する方のみです)

- ① 上記の個人型確定拠出年金の加入者が、「**企業型確定拠出年金**」の加入者である。
- ② 貴事業所の「**企業型確定拠出年金規約**」において、「当該加入者が個人型確定拠出年金の加入者になることができる」と定めていない。(個人型確定拠出年金へ加入することを認めていない)

※ 上記①②の何れか一方でも**該当しない場合は**、右側の口(資格なし)には**チェックしない**でください。

資格なし

証明日： 令和 年 月 日

事業主住所：〒○○○-○○○
○○県○○市○○町1-1-1

事業所名称：
(個人事業主の場合
は、事業主氏名) 株式会社 ○○○○

(注)記載のご住所・名称に変更がある場合は、別途、事業主様より「登録事業所名称・所在地変更届」をご提出ください。

登録事業所番号： 12345678

【記入必須】

※証明のご担当者の所属部署、氏名、
電話番号、についてご記入ください

担当部署：

担当者名：

TEL：

提出期限 令和3年12月28日(火)

ご加入者様

以下に該当する方は、「「第2号加入者の加入資格に関する届出書」提出のお願い」に記載の「運営管理機関^{※1}」へご連絡いただき、以下①～③何れかのお手続きをお願いします。

- 転退職等により、現在ご登録いただいている事業所^{※2}に既に勤務していない方
- 勤務していても厚生年金の被保険者でなくなっている方

※1 :「運営管理機関」とは、お客様が個人型確定拠出年金に加入する手続きをされた金融機関のことで、住所や勤務先の変更といった諸手続きの窓口となります。これらの手続きをされる際には、各運営管理機関へお電話をしていただき「個人型確定拠出年金(イデコ)の手続きがしたい」とお申出ください。

※2 :「第2号加入者の加入資格に関する届出書」下段に現在ご登録の事業所名が記載されております。

① 転職等により、他の事業所にお勤め、かつ厚生年金の被保険者である方

- ⇒ 「運営管理機関」あてに以下の届出書をご提出ください
- ・「加入者登録事業所変更届」
 - ・「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」

② 退職等により、自営業、無職、厚生年金非適用事業所にお勤めの方

- ⇒ 「運営管理機関」あてに以下の届出書をご提出ください
- ・「加入者被保険者種別変更届」

③ ②のうち、以下の何れかに該当する方

- ・国民年金保険料が免除(一部免除を含む)された場合^{※3}
- ・農業者年金の被保険者となった場合

- ⇒ 「運営管理機関」あてに以下の届出書をご提出ください
- ・「加入者資格喪失届」

※3 国民年金保険料の免除事由によっては加入者資格の喪失事由に該当しない場合もあります。詳細は「運営管理機関」にお問い合わせください。

第2号加入者の加入資格に関する届出書

証明年度：令和3年度

国民年金基金連合会 宛

私は個人型確定拠出年金の第2号加入者の加入資格について、下記のとおり届出いたします。

【ご加入者様】 個人型確定拠出年金に関わる加入継続可否の証明になりますので、以下の【確認事項】をご確認の上、ご回答ください。

【確認事項】：現在、下段に印字されている事業所(会社等)に引き続きお勤めですか？

- **引き続きお勤めの方** ⇒ 以下の【事業主証明欄】にお勤めの事業主様から証明をいただき、期限までにご提出ください。(但し、引き続きお勤めの方でも厚生年金の被保険者でなくなった方は、裏面のお手続きを行ってください)
- **退職などにより下段の事業所にお勤めでない方** ⇒ 裏面(別紙)をご参照の上、必要なお手続きを行ってください。

基礎年金番号：

1234567890

記載内容を確認してください

氏名：

〇〇 〇〇

※ **事業主様**：以下の【問1】、【問2】につき、ご回答ください。

【事業主証明欄】 (事業主様ご記入ください)

上記の者は、当社に使用される厚生年金の被保険者であり、この証明を行った日における、当社の厚生年金以外の企業年金制度等(注1)の実施状況、及び上記の者の加入状況等について、次のとおり証明します。

【問1】
現在の申告状況(右記「現在の企業年金等加入状況」)から**企業年金等の加入状況に変更がありますか?**
右記「現在の企業年金等加入状況」は、加入者の方からご申告いただいている「企業年金等の加入状況(注1)」になります。

- ⇒ 企業年金等の加入状況に**変更がない場合、チェック(し)点)は不要**です。(【問2】のご回答も不要です)
(事業主印の押印、証明日・担当部署欄等の記載のみ、お申し込みの際に添付してください)
- ⇒ **企業年金制度等の加入状況に変更がある場合、変更の理由等について、以下の口をチェックしてください。**(複数に該当する場合は、一番数字の大きい口を1つだけチェック(し)点)してください)

(注1)「企業年金等の加入状況」種類および該当コード

- **厚生年金のみ加入** (この用紙には記入しないでください)
- 企業型確定拠出年金の加入者 → 「10」
- 企業型確定拠出年金および厚生年金基金の加入者 → 「11」
- 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金の加入者 → 「12」
- 厚生年金基金の加入者(厚生年金とは異なります) → 「13」
- 確定給付企業年金の加入者 → 「14」
- 石炭鉱業年金基金の加入者 → 「15」
- 国家公務員共済組合の組合員(長期) → 「50」
- 地方公務員共済組合の組合員(長期) → 「51」
- 私立学校教職員共済制度の加入者(長期) → 「52」

現在の企業年金等加入状況

99

資格がない場合のみチェック

資格なし

この届出書では「登録事業所番号」の変更はできません。
登録事業所を変更したい場合は、ご加入の運営管理機関にご連絡いただき、「加入者登録事業所変更届」を提出してください。

証明のご担当者の所属部署、氏名、電話番号、の記入は必須です。

証明日：令和 年 月 日

事業主住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

事業所名称
(個人事業主の場合は、事業主氏名) 株式会社 〇〇〇〇

登録事業所番号：

12345678

【記入必須】

※証明のご担当者の所属部署、氏名、電話番号等についてご記入ください

担当部署：

担当者名：

TEL：

提出期限 令和3年12月28日(火)

※ 同封の「第2号加入者の加入資格に関する届出書」について、左の「見本」に○をした箇所の
ご記入をお願いいたします。(「事業主証明欄」は事業主様にご記入ください)

注：お勤め先への照会等により「事業主証明欄」を無断で作成・変更したと認められた場合、掛金引落が遡って停止されることがあります。

【加入者ご本人様】

【確認事項】をご確認いただき、届出書に印字されている事業所に引き続きお勤めの場合のみ、
お勤め先の事業主の方に【事業主証明欄】の証明をいただいでください。
印字された事業所にお勤めでない場合は、届出書裏面の【別紙】に記載の手続きを行ってください。

【事業主様】

※「届出書」の右下の証明のご担当者の情報について記入必須となります。

(ご記入のない場合は、受付できません(不備となります)のでご承知おきください)

注：事業主様からの回答に誤りがあると、加入者様の掛金引落が停止される可能性がありますのでご注意ください。

【問1】

・ 貴事業所の厚生年金以外の企業年金制度等について変更があった場合にご記入ください。

⇒ 届出書の『(注1)「企業年金等の加入状況」種類および該当コード』および以下をご確認の上、
ご回答ください。

● 厚生年金基金(公的年金制度である「厚生年金」とは異なります)

あらかじめ定められた算定方式により給付額が決定される確定給付型の年金制度です。

国が実施する厚生年金とは別に、厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立して実施するもので、厚生年金の一部を国に代わって支給する(代行部分)とともに、企業の実情に合わせて上乗せ給付を行います。

● 確定給付企業年金

厚生年金基金と同じく、確定給付型の年金制度ですが、厚生年金基金のような代行部分はありません。

母体企業から独立した法人格を持つ基金を設立し、基金が年金資金を管理・運用して年金を給付する「基金型企業年金」及び、労使が合意した年金規約に基づいて、事業主が年金制度を運営する「規約型企業年金」の2つのタイプがあります。

【問2】 (⇒ 共済事業所については記入不要です)

・ 【問1】で企業年金制度等に変更がない、または「10」「11」「12」以外を選択した場合 ⇒ チェック不要です。

・ 【問1】で「10」「11」「12」のいずれかを選択された場合 ⇒ 以下①、②両方に該当する場合のみチェックしてください。

※：個人型確定拠出年金(本制度)は企業型確定拠出年金制度には該当しません。

① 当該個人型確定拠出年金の加入者が、「企業型確定拠出年金(※)」の加入者である

② 貴事業所の「企業型確定拠出年金規約」において、個人型確定拠出年金へ加入することを認めていない

記載のご住所・名称に変更がある場合は、別途、事業主様より「登録事業所名称・所在地変更届」

をご提出ください。お手続き方法につきましては、「iDeCo公式サイト」→「事業主の方へ」→

「手続きの流れ」をご参照ください。(該当ページURL: <https://www.ideco-koushiki.jp/owner/>)